



高齢者・障がい者の方に タクシー料金の一部を助成しています

高齢者等福祉タクシー

●対象者

在住の方で次のいずれかに該当する方

※ただし、施設入所者は除く

- ・65歳以上の方
- ・介護保険で要介護または要支援認定を受けた方

心身障害者(児)福祉タクシー

●対象者

在住の方で次のいずれかに該当する方

※ただし、施設入所者は除く

- ・身体障害者手帳所持者で1級～3級に該当する障がい者を有する方
- ・療育手帳所持者でAまたはBの判定を受けた方
- ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方

共通事項

- ・利用券(年間36枚)は、一回の乗車につき一枚利用できます。
- ・一枚の上限は1,500円で、迎車回送料金として200円上乗せできます。また、リフト付きタクシー(大型車)は、初乗運賃相当額と迎車回送料金(200円)を助成します。

●申請手続き

- ・すこやかセンター内福祉課窓口にて申請してください。

●持ち物

- ・運転免許証、マイナンバーカード等の本人確認書類
- ・介護保険被保険者証 ※介護保険で要介護または要支援認定を受けた方
- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳 ※お持ちの方

●令和6年度に利用券の交付を受けた方

タクシー利用券の有効期限は3月31日(月)です。未使用の利用券をお持ちの場合は、お早めにご使用ください。有効期限が過ぎた利用券は、すこやかセンター内福祉課まで返還してください。

●令和7年度に利用券の交付を希望する方

4月1日(火)より申請手続きが可能となります。

●問合せ先 すこやかセンター内福祉課



民生部住民課
●問合せ先

「子ども医療費受給者証」は、返却の必要はありませんので、ご自宅
で破棄してください。

なお、有効期間の過ぎました
「子ども医療費受給者証」は、返却
の必要はありませんので、ご自宅
で破棄してください。

子ども医療費
受給者証について
お願い

令和7年国勢調査の調査員を募集します

令和7年10月1日を基準日として、国勢調査が実施されます。

調査の実施にあたり、調査員として従事してくださる方を募集しています。

任命期間中は所定の勤務時間はなく、ご自身の都合にあわせて時間を使い、仕事をすることができます。

調査の開始前には説明会を開催しますので、未経験の方や学生の方でも安心してご応募ください。

●応募資格

- ①年齢が満20歳以上の方
- ②責任をもって調査事務を遂行できる方
- ③職務上知り得た秘密を守ることができる方
- ④調査内容を十分理解し、職務を円滑に遂行できる方
- ⑤税務または警察の事務に直接関係のない方
- ⑥公職の候補者の選挙活動に直接関係のない方
- ⑦暴力団員、その他の反社会的勢力に該当しない方



●任命期間

9月上旬～11月上旬(約2カ月間)

●報酬

1調査区(おおむね40～80世帯) 約3～5万円

2調査区(おおむね60～120世帯) 約5～8万円

※担当調査区数・世帯数により、報酬額は異なります。

※上記の報酬額は前回(令和2年)調査の額ですので、令和7年調査では変更になる可能性があります。

●仕事内容

時期	仕事内容
令和7年8月下旬～9月上旬	調査員事務打合わせ会(説明会)への出席
9月上旬～9月中旬	担当調査区域と調査対象の確認(現地調査)
9月中旬～9月下旬	調査票の配布と記入依頼
10月上旬	記入された調査票の回収
10月中旬～下旬	回収した調査票など調査書類の点検・整理・提出

●申込方法

総務部企画課窓口にある申込用紙に必要事項を記入のうえ、同窓口までご提出ください。

●申込期限

7月上旬(予定)

●問合せ先 総務部企画課



飛島村結婚祝金のお知らせ

本村では、新たに夫婦となった二人の門出を祝うとともに、本村の少子化対策、定住促進を図るため、結婚祝金を支給しています。まだ支給を受けていない方は、ぜひ申請してください。

●支給対象者

- ・平成26年4月1日以降に婚姻届を出された方
- ・婚姻届が受理された日現在、夫婦あるいはどちらかが40歳以下の方
- ・婚姻届を提出してから1年以内に夫婦で同一世帯として本村に住民登録を行った方
- ・住民登録を行った日から継続して6カ月以上経過した方

●交付申請

結婚祝金支給申請書を記入のうえ、戸籍謄本等を添えて申請してください。

●交付金額

- ・夫婦1組につき 5万円



●問合せ先 民生部住民課

あいち電子申請・届出システムが新しくなります

3月3日(月)から、あいち電子申請・届出システムが新しくなります。

新システムは、3月3日(月)から申請が可能です。

なお、新システム移行後は、旧システムでの申請ができませんのでご注意ください。

●注意事項

①あいち電子申請・届出システムのURLや申請フォームのレイアウトが変更となります。

②新システムで申請する際は、次のいずれかの操作が必要です。

・メールアドレス認証

・Grafterアカウントでのログイン

※旧システムのアカウントではログインできません。

●問合せ先

総務部企画課

カラスの巣を見つけたらすぐ通報をお願いします

皆さまのご協力が停電事故を減らします

例年2月中旬から6月上旬までの間、カラスの巣作りが活発になります。

木の枝や金属ハンガーなどで作ったカラスの巣が電線に接触すると停電が発生することがありますので、電柱にカラスの巣を発見した場合は、中部電力パワーグリッドまでご連絡ください。

●連絡先

中部電力パワーグリッド(株)

港営業所

☎ 0120-929-309



停電お知らせサービスチャットでも通報できます



令和7年4月から エコプラザを2拠点化します!!



令和7年4月から、「ふれあいの郷エコプラザ」に加えて飛島村ごみ投棄場の東側に「北部エコプラザ」を新たに開設します。

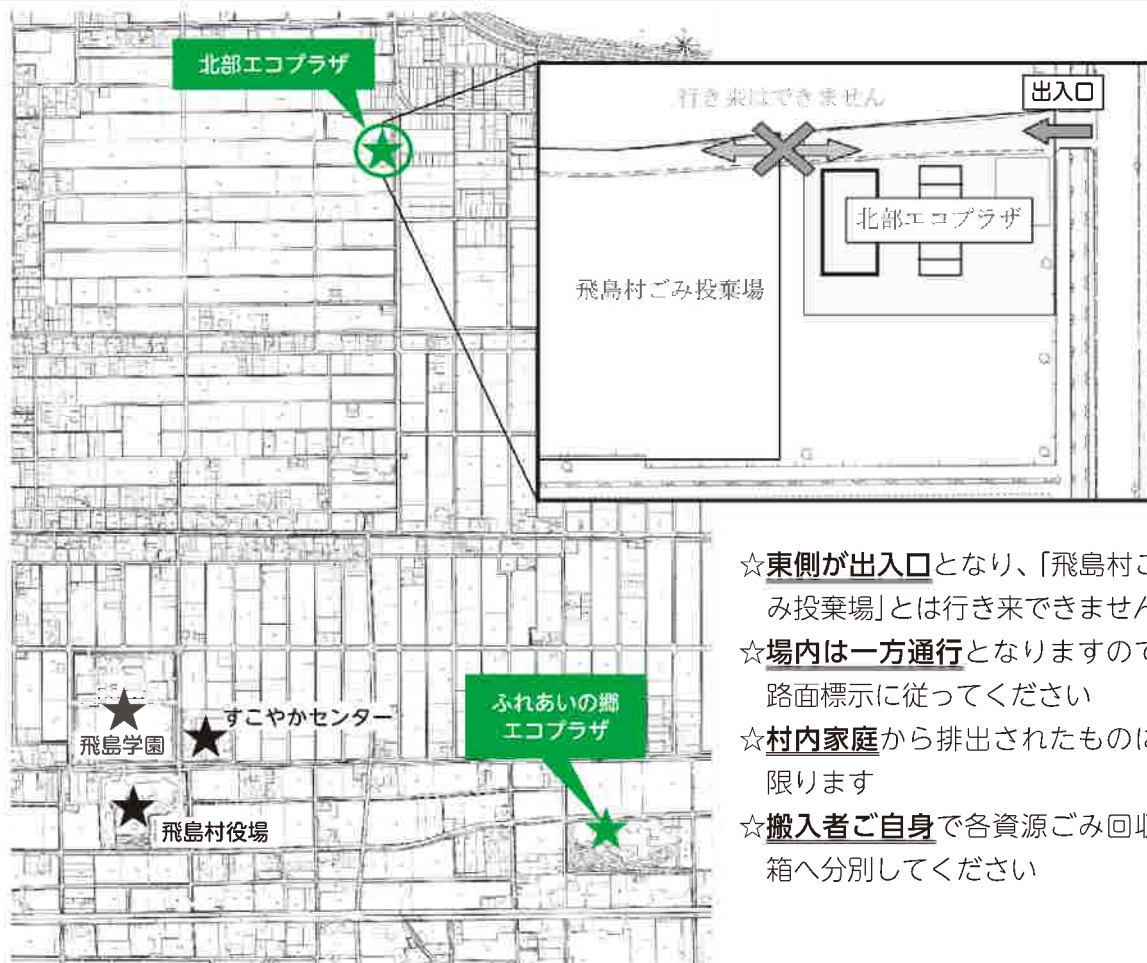
資源ごみは、分別することで再利用が可能なものに生まれ変わりますので、エコプラザをご利用していただき、資源ごみ回収にご協力をお願いします。

収集品目につきましては、「すこやかカレンダー」をご参照ください。

※資源ごみを指定袋で集積所へ排出された場合、収集拒否にする可能性があります。

☆営業時間等案内

日 時	毎週 火曜・木曜・土曜	午後1時～5時
	毎週 日曜	午前9時～正午・午後1時～5時
場 所	北部エコプラザ	飛島村大字服岡八丁目31番地の1(飛島村ごみ投棄場東側)
	ふれあいの郷エコプラザ	飛島村竹之郷五丁目44番地(ふれあいの郷西側)



☆東側が出入口となり、「飛島村ごみ投棄場」とは行き来できません

☆場内は一方通行となりますので路面標示に従ってください

☆村内家庭から排出されたものに限ります

☆搬入者ご自身で各資源ごみ回収箱へ分別してください

混ぜればごみ、分ければ資源

●問合せ先 すこやかセンター内保健環境課



猫よけ器(超音波発生機器)の貸出しについて

猫による^{ふん・にょう}糞尿等の被害を軽減するために、猫よけ器(超音波発生機器)を試用として無償で貸出します。

猫による被害でお困りの方には、次の条件で貸出しを行いますのでご相談ください。

●対象者

- ①村内に住所を有し、現に居住している方
- ②村内に事業所を設置して事業活動を行う方
- ③自己の居住の用または事業活動の用に供する不動産以外の不動産を所有し、占有し、もしくは管理する方

●貸出期間

2週間以内

(貸出期間の末日が役場の開庁日でない場合(祝日等)は、翌開庁日までに返却してください)
継続して使用する際は、ご自身で購入をお願いします。

●貸出台数

3台セット(ガーデンバリアⅢ、ガーデンバリアミニ、およびガーデンバリアスポット 各1台)

●使用場所

猫よけ器の貸出しを受けた方の村内の所有地、
借地または管理する敷地
※村外の所有地等に使用することはできません。

●貸出費用

無料

※ただし、猫よけ器の使用に必要な電池等はご自身でご用意ください。



ガーデンバリアⅢ
【充電式】



ガーデンバリアミニ
【単2形乾電池4本】



ガーデンバリアスポット
【充電式】

●貸出手続き

事前確認

台数に限りがありますので、事前にすこやかセンター内保健環境課までご連絡ください。

全ての機器が貸出中の場合は、貸出可能な状況になり次第ご連絡します。

機器の貸出

村内に住所や管理地があることが確認できる書類(運転免許証や個人番号カード、社員証、登記事項証明書等)をお持ちのうえ、すこやかセンター内保健環境課までお越しください。

猫よけ器貸出申請書をご記入いただき、使用方法をご説明します。

機器の返却

貸出期間終了までに機器を清掃のうえ、すこやかセンター内保健環境課までお持ちください。

猫よけ器の効果等について報告を求める場合があります。

犬や猫を合わせて10頭以上飼っている方は動物愛護センターへ届出が必要です。詳しくは動物愛護センター尾張支所へご連絡ください。

●問合せ先 すこやかセンター内保健環境課